

令和8年4月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

令和8年4月定例教育委員会付議議案 目次

第27号議案	専決処分の承認を求めることについて----- 1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第28号議案	専決処分の承認を求めることについて----- 2 (県費負担教職員の訓告処分の実施について)
第29号議案	専決処分の承認を求めることについて----- 3 (臼杵市教育委員会事務決裁規程の一部改正について)
第30号議案	専決処分の承認を求めることについて----- 6 (臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部改正について)
第31号議案	専決処分の承認を求めることについて----- 7 (臼杵市特別支援連携協議会設置要綱等の一部改正について)
第32号議案	専決処分の承認を求めることについて----- 8 (臼杵市学校給食センター条例施行規則の一部改正について)
第33号議案	専決処分の承認を求めることについて----- 9 (臼杵市学校給食センター運営委員会規程の廃止について)
第34号議案	専決処分の承認を求めることについて-----10 (臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の廃止について)
第35号議案	専決処分の承認を求めることについて-----11 (臼杵市学校給食費条例施行規則の制定について)
第36号議案	専決処分の承認を求めることについて-----15 (第4次臼杵市こども読書活動推進計画を定めることについて)
第37号議案	臼杵市立視聴覚ライブラリー条例廃止に伴う関係規則の整備について-----16
第38号議案	臼杵市公民館事務処理規程の一部改正について-----17

※第27号議案、第28号議案は非公開のため削除

第29号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和8年4月1日

白杵市教育委員会訓令第1号

白杵市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

白杵市教育委員会事務決裁規程（平成17年白杵市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「教育総務課長」を「教育次長」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 教育次長が不在等のときは教育総務課長

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

各課共通事項

事項	決裁区分	
	教育次長	課長
（1） 時間外勤務命令、休暇、欠勤その他諸願届に関するこ	課長	所属職員

と。		
(2) 旅行命令及び復命に関する こと。	課長	所属職員
(3) 軽易な申請、届出、報告、 照会、回答及び通知に関する こと。		○
(4) 所属職員の事務分担に関 すること。		○
(5) 定例的な事務処理事項で 他の課に関連のない軽易なも のに関すること。		○
(6) 定例事務の告示に関する こと。		○
(7) 諸証明の合議並びに公簿 及び図面の閲覧に関すること。		○
(8) 軽易な大分県教育委員会 との連絡に関すること。		○
(9) 各種資料の収集に関する こと。		○
(10) 市内における指導主事等の派遣 申請に関すること。		○
(11) 1箇月以内の定例的な もので公の施設の使用許可及び行政財 産の目的外使用許可に関すること。		○

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

理 由

令和8年4月に実施された臼杵市の組織変更に伴い、関係する教育委員会訓令の

一部改正を行う必要があるため。

第30号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部改正について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和8年4月1日

白杵市教育委員会規則第3号

白杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部を改正する規則

白杵市立学校児童生徒就学援助給付規則（平成17年白杵市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「子ども子育て課」を「こども子育て課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

白杵市行政組織条例の一部改正により課の名称が変更されたことから、関係する教育委員会規則の一部改正を行う必要があるため。

第31号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市特別支援連携協議会設置要綱等の一部改正について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和8年4月1日

白杵市教育委員会告示第3号

白杵市特別支援連携協議会設置要綱等の一部を改正する告示

（白杵市特別支援連携協議会設置要綱の一部改正）

第1条 白杵市特別支援連携協議会設置要綱（平成22年白杵市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども子育て課」を「こども子育て課」に改める。

（白杵市幼保小連携推進委員会設置要綱の一部改正）

第2条 白杵市幼保小連携推進委員会設置要綱（平成30年白杵市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改める。

第3条第1項第6号中「子ども子育て課」を「こども子育て課」に改める。

附 則

この規則は、公示の日から施行する。

理 由

白杵市行政組織条例の一部改正により課の名称が変更されたことから、関係する教育委員会規則の一部改正を行う必要があるため。

第32号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和8年4月1日

白杵市教育委員会規則第4号

白杵市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

白杵市学校給食センター条例施行規則（平成17年白杵市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改める。

第5条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

学校給食費の公会計化により、白杵市学校給食センター運営委員会を廃止し、規則の一部改正を行う必要があるため。

第33号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市学校給食センター運営委員会規程の廃止について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和8年4月1日

白杵市教育委員会訓令第2号

白杵市学校給食センター運営委員会規程を廃止する訓令

白杵市学校給食センター運営委員会規程（平成17年白杵市教育委員会訓令第12号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

理 由

学校給食費の公会計化に伴い、白杵市学校給食センター運営委員会を廃止するため。

第34号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の廃止について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和8年4月1日

白杵市教育委員会告示第4号

白杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱を廃止する告示

白杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（平成30年白杵市教育委員会告示第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

学校給食費の公会計化に伴い、白杵市学校給食センター運営委員会を廃止するため。

第35号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市学校給食費条例施行規則の制定について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和8年4月1日

白杵市規則第5号

白杵市学校給食費条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、白杵市学校給食費条例（令和8年白杵市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（学校給食の申込み）

第3条 児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者及び教職員は、市長の指定する期日までに白杵市学校給食（変更）申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また、申込内容に変更が生じたときも、同様とする。

（給食数の申込み及び変更）

第4条 給食は、原則として週5日の完全給食とし、当該学校長は、当該月前月の15日正午までに、給食実施計画書（様式第2号）により、市長へ提出するものとする。

2 前項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たると

きは、当該日前において、その最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日の正午までに提出するものとする。

- 3 給食数の変更は、原則として3日前(白杵市の休日を定める条例(平成17年白杵市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。)までに、給食数・行事変更届出書(様式第3号)を、市長に提出するものとする。ただし、転出、転入その他急を要する場合は、この限りではない。

(学校給食の停止等の届出)

第5条 学校給食の提供を受ける者が、病気、事故その他の理由により、学校給食を連続して5日以上(白杵市立学校管理規則(平成17年白杵市教育委員会規則第18号)第4条に規定する休業日を除く。)停止をする場合には、学校給食停止・再開届出書(様式第4号)を市長が別に定める日までに学校を通じて市長に提出するものとする。

- 2 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者は、前項の規定により停止していた学校給食の提供を再開させようとするときは、学校給食停止・再開届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(学校給食の実施回数)

第6条 本市が一の年度において実施する学校給食の回数は、198回を上限とする。

(学校給食費の額)

第7条 条例第5条の規定により学校給食費を徴収する場合の学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校 月額5,580円
- (2) 中学校 月額6,120円

(学校給食費の納付期限)

第8条 前条の規定により学校給食費を徴収する場合の納付期限は、別表に掲げる期別の区分に応じ、それぞれ同表の納付期限とする。

- 2 納付期限が休日に当たるときは、その日後の最も近い休日でない日とする。
- 3 前2項の規定に限らず、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(学校給食費の納付方法)

第9条 学校給食費は、口座振替又は現金により納付するものとする。

(学校給食費の調整)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の額を調整することができる。

- (1) 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者が、第4条の規定により、学校給食の提供を受けない旨を事前に届け出たとき。
 - (2) 学校給食の提供を受ける者が、年度の途中で転入により学校給食の提供を受け、又は転出により学校給食の提供を受けることができなかつたとき。
 - (3) 学校給食の提供を受ける者が、食物アレルギーその他の理由により、学校給食の全部若しくは一部を受けることができなかつたとき又は学校給食の全部若しくは一部を受けていない者が、学校給食の全部若しくは一部を受けることができるようになったとき。
 - (4) 学校の設置者が、感染症の予防上必要がある場合に、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、臨時に学校の全部若しくは一部の授業を連続して5日以上取りやめたとき、又は災害その他の理由により連続して5日以上学校給食を提供することができなかつたとき
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたととき。
- 2 前項の規定による学校給食費の調整は、年度の最後の納付により行うものとする。ただし、4月以降の転入又は転出により年度の途中から学校給食の提供を開始又は終了した場合における当該月分に係る学校給食費の納付は、その翌月に別に納期を設けて行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により減額すべき学校給食費の額が第6条に定める学校給食費の額を超える場合は、最終月より前の直近の月の学校給食費の額から順に、当該超える額を減額する。
- 4 第1項の場合において、調整する学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 学校給食の提供を受ける者が、食物アレルギーその他の理由により、学校給食の一部を受けることができなかつたため、当該学校給食の提供を受ける者に対して牛乳又は牛乳以外の全て(以下「給食区分」という。)のいずれかの学校給食が実施されない場合 第6条に定める額から、当該給食区分の学校給食費に相当する額を減じて得た額
 - (2) 前号以外の場合 第6条に定める額から、1食当たりの学校給食費に相当する額に当該学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額又は減じて得た額
(学校給食費の還付充当)
- 第11条 市長は、納付された学校給食費に過納又は誤納のある場合は、その過誤納額を当該過誤納した学校給食費負担者の未納の学校給食費に充当することができる。

2 市長は、前項に規定する充当を行わない場合には、当該過誤納額を当該過誤納した学校給食費負担者へ還付するものとする。

(督促及び延滞金)

第12条 納付期限までに納付がない場合の督促手数料及び延滞金は、白杵市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年白杵市条例第65号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

期 別	納付期限
第1期	5月末日
第2期	6月末日
第3期	7月末日
第4期	8月末日
第5期	9月末日
第6期	10月末日
第7期	11月末日
第8期	12月末日
第9期	1月末日
第10期	2月末日
第11期	3月末日

理 由

学校給食費の徴収および管理について定める白杵市学校給食費条例を適正かつ円滑に運用するためには、条例本文のみでは規定しきれない具体的な手続や事務処理方法を明確にする必要がある。

第36号議案

専決処分の承認を求めることについて

第4次臼杵市こども読書活動推進計画を定めることについて、下記のとおり専決処分を行ったので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和8年3月31日

専決の内容 別紙のとおり

理 由

第3次臼杵市子ども読書活動推進計画の期間満了により、引き続き新たに計画を整備する必要があるため。

第37号議案

白杵市立視聴覚ライブラリー条例廃止に伴う関係規則の整備について

白杵市立視聴覚ライブラリー条例廃止に伴う関係規則の整備について、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和8年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

白杵市教育委員会規則第6号

白杵市立視聴覚ライブラリー条例の廃止に伴う教育委員会規則の整備に関する規則

（白杵市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の廃止）

第1条 白杵市立視聴覚ライブラリー条例施行規則（平成17年白杵市教育委員会規則第26号）は、廃止する。

（白杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正）

第2条 白杵市立学校施設使用条例施行規則（平成17年白杵市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「、視聴覚ライブラリー関係団体」を削る。

（白杵市公民館条例施行規則の一部改正）

第3条 白杵市公民館条例施行規則（平成17年白杵市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

白杵市立視聴覚ライブラリー条例の廃止に伴い、関係法令の整備を行いたいので提出する。

第38号議案

臼杵市公民館事務処理規程の一部改正について

臼杵市公民館事務処理規程の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和8年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会訓令第3号

臼杵市公民館事務処理規程の一部を改正する訓令

臼杵市公民館事務処理規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

理 由

臼杵市立視聴覚ライブラリー条例の廃止に伴い、関係法令の整備を行いたいので提出する。